

ベースロード市場 値差の補填・徴求の考え方

令和 7 年 9 月 5 日
資源エネルギー庁電力基盤整備課

1. 本紙の位置付け

- (1) ベースロード市場は、電力自由化により新規参入した小売電気事業者が、一般送配電事業者の供給区域において小売電気事業者と同様にベースロード電源を利用できる環境を実現することで、小売電気事業者間のベースロード電源へのアクセス環境のイコールフットィングを図り、小売競争を活性化させるため、創設された。同市場は、日本卸電力取引所が「ベースロード市場ガイドライン」に基づき運営している。
- (2) 本紙は、資源エネルギー庁が開催する総合資源エネルギー調査会制度検討作業部会の審議内容に基づき、ベースロード市場取引による約定価格と清算価格の値差（以下、単に「値差」という。）の補填・徴収方法の考え方を示すものである。

2. 値差の補填及び徴収について

(1) 補填額及び徴収額の考え方

値差の補填額及び徴収条件並びに補填額及び徴収額を以下のとおり算出し、「(2) 補填原資の考え方」で算出する原資の範囲で補填する。補填及び徴収は、エリア毎の取引を対象として、年度単位で算出する。補填及び徴収額は以下のとおりである。ただし、入札したエリアと基準エリアが同一の場合、補填及び徴収の対象としない。

① (①)>0 である場合)

対象価格_{※1} × (1 - 閾値) - (B L 約定価格 + 期間平均エリアプライス - 期間平均基準エリアプライス)

② (②)>0 である場合)

(B L 約定価格 + 期間平均エリアプライス - 期間平均基準エリアプライス) - 対象価格_{※1} × (1 + 閾値)

※1 対象価格 売手事業者：注文価格、買手事業者：約定価格

ただし、値差の補填額及び徴収額を年度単位で算定するため、約定価格を変化させるベースロード調整係数有りの商品については、上記式における対象価格について、ベースロード調整係数による変動を考慮した各月の注文価格や約定価格を各月の日数により加重平均したものをを用いる。

(2) 補填原資の考え方

値差補填の原資は以下の①、②のいずれか小さい方の額に (1) の徴収額を加えた額とする。

① 各エリアの以下の合計額

Σ (期間平均●エリアプライス × (●エリア B L 買い約定 - ●エリア B L 売り約定量))

Σ：北海道エリアから九州エリアまでの積算

② 市場間値差約定代金差額。ただし、2022 年 7 月 21 日から 2023 年 1 月 18 日受渡し分については、第 65 回制度検討作業部会（2022 年 5 月 25 日）資料 3 及び、制度検討作業部会第七次中間とりまとめ（2022 年 7 月 14 日）の内容に従い、日本卸電力取引所が強

靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 49 号）第 1 条の規定による電気事業法の改正の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前に発生した値差を積み立てている「市場間値差積立金」。

3. その他

本紙に定めのない事項は、日本卸電力取引所の取引規程及び総合資源エネルギー調査会制度検討作業部会の審議内容に従うこと。